

配布資料に関する注意事項

○「請求書」（50枚1セット）

投票用紙等の請求先は、入所中の者が登録されている選挙人名簿のある市区町村の選挙管理委員会です。「請求書」により市区町村ごとにまとめて請求してください。

なお、愛知県選挙管理委員会には請求できませんので、くれぐれもご注意ください。

投票用紙等の請求については、選挙期日の前日までならばいつでもできますが、郵便によって請求をするときは、往復日数を考慮してください。

○「不在者投票者数報告書」

不在者投票事務が終了しましたら、経費の支払いに必要となりますので、「不在者投票者数報告書」により、請求者数等をそれぞれ請求した市区町村別に集計し、選挙終了後速やかに愛知県選挙管理委員会へ提出してください。

（ファクシミリでも結構です。 FAX 052-954-6908）

なお、不在者投票が実施されなかった施設においても、合計欄に「0」を記入の上、必ず提出してください。

○「愛知県選挙管理委員会行き封筒」

「不在者投票者数報告書」を愛知県選挙管理委員会へ提出するためのものですので、投票用紙等の請求・送付など、その他の用途には御使用にならないでください。